

令和元年6月17日
総務部経理課

議決を得た契約の契約変更について

1 契約件名 江東区立香取小学校校舎改築その他機械設備改修工事請負契約

2 変更理由

本案は、平成30年第2回区議会定例会で議決を得た江東区立香取小学校校舎改築その他機械設備改修工事請負契約において、技能労働者への適切な賃金水準の確保を目的とした国土交通省からの通知に基づき、賃金等の急激な変動に対処するためのインフレスライド条項（江東区公共工事契約条項第25条第6項）を運用し、増額変更を行うものである。

3 変更内容

契約金額

変更前の金額	3億9,636万円
変更後の金額	4億99万1,000円
差額	463万1,000円

4 工事変更概要

次の計算式により算出したスライド額を増額する。

$$S = [P2 - P1 - (P1 \times 1/100)]$$

S : スライド額

P1 : 請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P2 : 江東区と契約の相手方との協議により定めた基準日の賃金又は物価を基礎として算出したP1に相当する額

(P1 × 1/100) : 契約の相手方負担分

5 契約の相手方

東京都江東区深川二丁目8番19号

櫻井・忍建設共同企業体

代表者 櫻井工業株式会社

構成員 忍土建株式会社

平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用について

1 インフレスライド条項及び特例措置

「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成31年2月22日付国土入企第55号国土交通省通知）（別紙2）による、国土交通省からの通知を受け、本区において、次のとおり運用する。

(1) インフレスライド条項を運用する。

（江東区公共工事契約条項第25条第6項）

対象工事

次の要件に該当する工事について、国の運用（「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」（平成26年1月30日付国地契第57号他）（別紙3））に準じて、契約金額の増額を行う。

ア 平成31年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、3月1日において工期の始期が到来していないもの。

イ 平成31年3月1日が工期内にある工事で、かつ、基準日（スライド額算出の基準とする日をいう。）以降の工期までの工事期間の残工期が原則として2月以上あるもの。

請負代金額の変更

次の計算式により算出したスライド額を増額する。

$$S = [P2 - P1 - (P1 \times 1/100)]$$

S : スライド額

P1 : 請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P2 : 基準日の賃金又は物価を基礎として算出したP1に相当する額
(P1 × 1/100) : 受注者負担分

(2) 新労務単価の運用に係る特例措置

対象工事

平成31年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、30年度当初の労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。

請負代金額の変更

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times K$$

P新 : 新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

K : 当初契約の落札率

2 参考資料

- (1) 技能労働者への適切な賃金水準の確保について（別紙2）
- (2) 賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について（別紙3）

国土入企第55号
平成31年2月22日

各都道府県知事 殿
（市町村担当課、契約担当課扱い）
各指定都市市長 殿
（契約担当課扱い）

国土交通省土地・建設産業局長

技能労働者への適切な賃金水準の確保について

技能労働者の確保・育成のためには、適切な賃金水準の確保等による処遇改善が極めて重要です。

国土交通省においては、これまでの6度にわたる公共工事設計労務単価の上昇（平成25年4月、平成26年2月、平成27年2月、平成28年2月、平成29年3月及び平成30年3月）に際し、その都度、建設業団体の長あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成30年2月16日付け国土入企第27号等）を発出するとともに、国土交通大臣、副大臣又は大臣政務官から建設業団体4団体に対し、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保、社会保険加入の徹底等を直接要請してきたところです。

また、多くの建設業団体においても、技能労働者に対する適切な水準の賃金の支払い、社会保険への加入の徹底等について決議がなされる等、現場の技能労働者の処遇が改善されるよう、業界を挙げて取り組んでいるところです。

さらに、公共工事発注機関においては、平成26年6月に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「公共工事品質確保法」という。）等の趣旨を踏まえ、将来にわたる公共工事の品質確保

とその中長期的な担い手の確保・育成に配慮しつつ、発注関係事務の適切な実施に取り組んでいるところです。

本日、国土交通省が平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定・公表され、平成30年3月から適用されている公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）と比べ、全国平均で3.3%、被災3県（岩手県・宮城県・福島県）の平均では3.6%の上昇（全職種単価の単純平均の伸び率）となったところです。これにより、平成24年度の労務単価と新労務単価を比べると、全国平均で48.0%、被災3県の平均では64.0%の上昇（全職種単価の単純平均の伸び率）となります。

こうした中、技能労働者の賃金は平成29年までの5年間で約14%上昇しており、他産業と比較しても高い伸び率を示しているものの、製造業と比べ低い水準となっています。また、政府から経済界に対し、賃金の継続的な引上げに向けた取組が要請されているところです。

以上を踏まえ、各地方公共団体におかれては、下記の措置を講じることにより、適切な賃金水準の確保を促し、技能労働者の処遇改善を図るよう、お願いします。

なお、別添1を各建設業団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長に対しても、本要請の周知徹底をお願いします。

記

1. 新労務単価の早期活用について

公共工事品質確保法第7条第1項第1号において、発注者は、受注者が公共工事の品質確保の担い手を中長期的に育成・確保するための適正な利潤を確保できるよう、市場の実態等を的確に反映した積算により、予定価格を適正に定めなければならないとされていることを踏まえ、予定価格の積算に当たっては、新労務単価の速やかな活用に努めること。

2. インフレスライド条項の適用等について

国土交通省直轄工事では、本日付の新労務単価の上昇を受け、別添2のとおり、

- ① 平成31年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、新労務単価に基づく請負代金額に変更する
- ② 平成31年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、3月1日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」（平成26年1月30日付け国地契第57号、国官技第253号、国営管第393号、国営計第107号、国港総第471号、国港技第97号、国空予管第491号、国空安保第711号、国空交企第523号、国北予第36号）の記1.（1）及び2. から8. まで（4.（3）を除く。）の規定を準用する

こと等としたので、これを参考として、適切な運用に努めること。

3. 法定福利費等の適切な支払いと社会保険への加入徹底に関する指導等について

新労務単価においても、引き続き、技能労働者が社会保険へ加入するために必要な社会保険料の本人負担分が勘案されているほか、国土交通省直轄工事においては、平成24年4月に行われた現場管理費率式の見直しにより、事業主が負担すべき法定福利費についても、適切に予定価格に反映されるよう措置されている。これを参考として、貴団体発注工事においても、法定福利費等（社会保険料の事業主負担分及び本人負担分）が適切に予定価格に反映されるよう措置すること。

また、受注者と下請業者との間でも、標準見積書等の法定福利費を内訳明示した見積書の活用等により、法定福利費を適切に含んだ額による下請契約が締結されるよう、発注者として、受注者に法定福利費の適切な支払いの指導や支払状況の確認をするとともに、新労務単価の上昇を踏まえた適切な水準の賃金の支払いを指導すること。

加えて、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）等に基づく実施状況調査（平成30年8月1日時点）によると、下請企業も含めて社会保険加入企業に限定する取組を行っている地方公共団体の数は増加しているが、一方で、多くの地方公共団体においてこうした取組が未だ実施されていない状況であるため、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3

月9日閣議決定。平成26年9月30日最終変更。以下「適正化指針」という。)において、下請業者も含めて社会保険未加入業者の公共工事からの排除を図ることが規定されていることや、「建設業における社会保険等未加入対策について」(平成28年6月16日付け総行第123号・国土入企第6号)等でこれまでに要請してきた内容を踏まえ、社会保険加入業者に限定する取組を実施すること。

4. 適正な価格による契約の推進について

入札契約適正化法において、公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項にダンピング受注の防止が規定されていることや、適正化指針において、ダンピング受注は下請業者へのしわ寄せや技能労働者の賃金水準低下等につながりやすく、担い手の確保・育成を困難とするものであるとされていること、また「公共工事の円滑な施工の確保について」(平成30年11月9日付け総行第240号・国土入企第43号)等でこれまでに要請してきた内容を踏まえ、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な活用を徹底すること等により、ダンピング受注の排除に努めること。

また、公共発注者であっても、建設業法(昭和24年法律第100号)第19条の3に規定されているとおり、建設工事の注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額での契約を締結してはならないことについて、改めて趣旨の徹底を図ること。

5. 適正な工期設定に伴う必要経費の確保について

工期の設定に当たっては、昨年7月に改訂された「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」(建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議申合せ)に基づき、建設工事に従事する者の週休2日の確保などを考慮して適正な工期の設定に努めるとともに、適正な工期設定に伴い、労務費(社会保険の保険料の本人負担分を含む賃金)は勿論のこと、社会保険の法定福利費(社会保険の保険料の事業主負担分)、建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額などの必要経費にしわ寄せが生じないように、当該工期設定に伴い必要となる共通仮設費や現場管理費などを請負代金に適切に反映すること。

以上

国地契第 49 号
国官技第 357 号
国営管第 367 号
国営計第 150 号
国港総第 574 号
国港技第 75 号
国空予管第 927 号
国空空技第 500 号
国空交企第 370 号
国北予第 52 号
平成 31 年 2 月 22 日

大臣官房官庁営繕部	各 課 長 殿
各 地 方 整 備 局	総 務 部 長 殿
	企 画 部 長 殿
	港 湾 空 港 部 長 殿
	営 繕 部 長 殿
北 海 道 開 発 局	事 業 振 興 部 長 殿
	営 繕 部 長 殿
各 地 方 航 空 局	総 務 部 長 殿
	空 港 部 長 殿
	保 安 部 長 殿

国 土 交 通 省

大 臣 官 房 地 方 課 長
大 臣 官 房 技 術 調 査 課 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 管 理 課 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 計 画 課 長
港 湾 局 総 務 課 長
港 湾 局 技 術 企 画 課 長
航 空 局 予 算 ・ 管 財 室 長
航 空 局 航 空 ネットワーク部空港技術課長
航 空 局 交 通 管 制 部 交 通 管 制 企 画 課 長
北 海 道 局 予 算 課 長
(公 印 省 略)

「平成 31 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」
の運用に係る特例措置について

「平成 31 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」（平成 31 年 2 月 22 日付け国土建労第 1727 号、国港技第 78 号）により平成 31 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定され、平成 30 年 3 月から適用した公共工事設計労務単価（「平成 30 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」（平成 30 年 2 月 16 日付け国土建労第 1479-2 号、国港技第 70 号）において定められた公共工事設計労務単価をいい、以下「旧労務単価」という。）に比して全職種単純平均で 3.3 パーセント、加重平均で 4.1 パーセント上昇したところである。

これに伴い、労務単価等の取扱いに関し、下記のとおり特例措置を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

第一 措置の概要

新労務単価の決定に伴い、第二に定める工事の受注者は、「工事請負契約書の制定について」（平成 7 年 6 月 30 日付け建設省厚契発第 25 号）別冊工事請負契約書第 55 条、「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」（平成 7 年 9 月 5 日付け建設省営管発第 556 号）別冊工事請負契約書第 55 条、「工事請負標準契約書の制定について」（平成 8 年 1 月 24 日付け港管第 111 号）別冊工事請負契約書第 57 条又は「工事標準請負契約書について」（平成 8 年 3 月 19 日付け空経第 212 号）別冊工事請負契約書第 56 条の規定に基づく請負代金額の変更の協議を請求することができるものとする。

第二 具体的な取扱い

- (1) 平成 31 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事のうち、予定価格の積算に当たって旧労務単価を適用したものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約を変更するものとする。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ次に掲げるものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格

k ：当初契約時点の落札率

(2) 平成 31 年 2 月 28 日以前に契約を締結した工事のうち、3 月 1 日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項の運用について」（平成 26 年 1 月 30 日付け国地契第 57 号、国官技第 253 号、国営管第 393 号、国営計第 107 号、国港総第 471 号、国港技第 97 号、国空予管第 491 号、国空安保第 711 号、国空交企第 523 号、国北予第 36 号）記 1. (1) 及び 2. から 8. まで（4. (3) を除く。）の規定を準用するものとする。

第三 その他

落札者決定通知後の工事にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結するものとする。また、契約締結後の工事にあつては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明するものとする。

国地契第57号
国官技第253号
国営管第393号
国営計第107号
国港総第471号
国港技第97号
国空予管第491号
国空安保第711号
国空交企第523号
国北予第36号
平成26年1月30日

大臣官房官庁営繕部、各課長
各地方整備局 総務部長
企画部長
営繕部長
港湾空港部長
北海道開発局 事業振興部長
営繕部長
各地方航空局 総務部長
空港部長
保安部長 あて

国土交通省大臣官房

地方課長
技術調査課長
官庁営繕部管理課長
官庁営繕部計画課長

国土交通省港湾局

総務課長
技術企画課長

国土交通省航空局

予算・管財室長
安全部空港安全・保安対策課長

交通管制部交通管制企画課長
国土交通省北海道局

予 算 課 長
(公 印 省 略)

賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項の運用について

賃金等の急激な変動に対処するため、「工事請負契約書の制定について」(平成 7 年 6 月 30 日付け建設省厚契発第 25 号)別冊工事請負契約書、「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」(平成 7 年 9 月 5 日付け建設省営管発第 556 号)別冊工事請負契約書、「工事請負標準契約書の制定について」(平成 8 年 1 月 24 日付け港管第 111 号)別冊工事請負契約書又は「工事標準請負契約書について」(平成 8 年 3 月 19 日付け空経第 212 号)別冊工事請負契約書(以下「契約書」という。)第 25 条第 6 項の運用基準について、下記のとおり定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

1. 適用対象工事

- (1) 契約書第 25 条第 6 項の請求は、2. (3)に定める残工期が 2. (2)に定める基準日から 2 ヶ月以上あること。
- (2) 発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とする。

2. 請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議(以下「スライド協議」という。)を請求した日とする。
- (2) 基準日：請求があった日から起算して、14 日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とし、請求日とすることを基本とする。
- (3) 残工期：基準日以降の工事期間とする。

3. スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。

4. 請負代金額の変更

- (1) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。

- (2) 増額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

P_1 ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P_2 ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額
($P = \Sigma (\alpha \times Z)$ 、 α ：単価合意比率又は請負比率（落札率）、 Z ：官積算額)

- (3) 減額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{減}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{減}}$ ：減額スライド額

P_1 ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P_2 ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額
($P = \Sigma (\alpha \times Z)$ 、 α ：単価合意比率又は請負比率（落札率）、 Z ：官積算額)

- (4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

5. 残工事量の算定

- (1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来高確認を行うものとする。
- (2) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量についても、基準日以降の残工事量についてはスライドの対象とすること。
- (3) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。
また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱う。
 - ・工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。
 - ・基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）も出来形の対象とする。
 - ・契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。
- (4) 数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。
- (5) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。
- (6) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。

6. 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

7. 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、精算変更時点で行うことができる。

8. 全体スライド及び単品スライド条項の併用

- (1) 契約書第 25 条第 1 項から第 4 項までに規定する全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、本通達によるスライドを請求することができる。
- (2) 本通達に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、契約書第 25 条第 5 項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

附 則

「東日本大震災に伴う賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項の運用について」(平成 24 年 2 月 17 日付け国地契 72 号、国官技第 314 号、国営計第 105 号、国港総第 613 号、国港技第 125 号、国空予管第 332 号、国空安保第 395 号、国空交企第 395 号) は廃止する。